



**IFRS<sup>®</sup>**  
Sustainability

2023年6月

# IFRS S1号

IFRS<sup>®</sup>サステナビリティ開示基準

サステナビリティ関連財務情報の開示に関する  
全般的要求事項

国際サステナビリティ基準審議会



**SSBJ**



**FASF**



IFRS S1号

サステナビリティ関連財務情報の開示  
に関する全般的要求事項

IFRS S1 *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information* together with its accompanying documents is issued by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© IFRS Foundation 2023

Reproduction and use rights are strictly limited to personal non-commercial use, such as corporate disclosure.

Any other use, such as – but not limited to – reporting software, investment analysis, data services and product development is not permitted without written consent. Please contact the Foundation for further details at [sustainability\\_licensing@ifrs.org](mailto:sustainability_licensing@ifrs.org).

All rights reserved.

This Japanese translation of the IFRS S1 *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information* has been prepared by the Financial Accounting Standards Foundation (FASF), the mother organisation of the Sustainability Standards Board of Japan (SSBJ) and approved by a Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is published by the FASF in Japan with the permission of the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®', 'SIC®' and 'SASB®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

IFRS S1号

サステナビリティ関連財務情報の開示  
に関する全般的要求事項

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」は、その付属文書とともに国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表している。

**注意書き：** 適用される法律が認める範囲で、ISSB及びIFRS財団（当財団）は、本出版物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求若しくは損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む。）に関するものであれ、拒絶する。

本出版物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきではない。

#### © IFRS財団 2023

複製及び使用の権利は、企業開示などの個人的な非商業的使用に厳しく制限されている。

報告用ソフトウェア、投資分析、データ・サービス、製品開発など（ただし、これらに限定されない。）その他の使用は、書面による同意がない限り認められない。詳細については当財団に連絡されたい（[sustainability\\_licensing@ifrs.org](mailto:sustainability_licensing@ifrs.org)）。

不許複製・禁無断転載

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の日本語訳は、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を傘下に置く財務会計基準機構（FASB）により作成され、IFRS財団が指名したレビュー委員会が承認している。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本において財務会計基準機構により出版される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は、世界中で登録された商標を有しており、これには‘IAS®’、‘IASB®’、the IASB®ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、the IFRS®ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、the IFRS for SMEs®ロゴ、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘Hexagon Device’、‘NIIF®’、‘SIC®’及び‘SASB®’が含まれている。当財団の登録商標の詳細については、請求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所をColumbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London E14 4HDに置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。

# 目 次

開始する項

## IFRSサステナビリティ開示基準書S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項

|                  |    |
|------------------|----|
| 目 的              | 1  |
| 範 囲              | 5  |
| 概念的基礎            | 10 |
| 適正な表示            | 11 |
| 重要性（materiality） | 17 |
| 報告企業             | 20 |
| つながりのある情報        | 21 |
| コア・コンテンツ         | 25 |
| ガバナンス            | 26 |
| 戦 略              | 28 |
| リスク管理            | 43 |
| 指標及び目標（targets）  | 45 |
| 全般的要求事項          | 54 |
| ガイダンスの情報源        | 54 |
| 開示の記載場所          | 60 |
| 報告のタイミング         | 64 |
| 比較情報             | 70 |
| 準拠表明             | 72 |
| 判断、不確実性及び誤謬      | 74 |
| 判 断              | 74 |
| 測定の不確実性          | 77 |
| 誤 謬              | 83 |

### 付 録

- A 用語の定義
- B 適用ガイダンス
- C ガイダンスの情報源
- D 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
- E 発効日及び経過措置

ISSBによるIFRS S1号（2023年6月公表）の承認

下記の付属ガイダンスについては、本版のPart B参照

例示的ガイダンス

設 例

結論の根拠については、本版のPart C参照

結論の根拠

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」は、第1項から第86項及び付録Aから付録Eに示されている。すべての項は同等の権威を有する。**太字**で表示している項は主要な原則を示している。付録Aで定義された用語は、本基準書で初出の際には下線付（原文は斜体）で表示している。他の用語の定義は、他のIFRSサステナビリティ開示基準に示している。本基準書は、その目的及び結論の根拠に照らして解釈すべきである。

## IFRS S1号

### サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項

#### 目 的

---

- 1 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することにある<sup>1</sup>。
- 2 短期、中期及び長期にわたり企業がキャッシュ・フローを生み出す能力（ability）は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じて利害関係者、社会、経済及び自然環境との間の相互作用と密接につながっているため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、主要な利用者にとって有用なものである。企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じての資源及び関係は、これらをあわせて、当該企業が事業を営む相互依存的なシステムを形成する。それらの資源及び関係に対する企業の依存関係並びにそれらの資源及び関係に対する当該企業のインパクトは、当該企業に対してサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる。
- 3 本基準は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。本基準の目的において、これらのリスク及び機会をあわせて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」という。
- 4 本基準はまた、企業がサステナビリティ関連財務開示をどのように作成し、報告するかを規定している。本基準は、開示される情報が、主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用なものとなるように、それらの開示の内容及び表示についての全般的な要求事項を示している。

#### 範 囲

---

- 5 企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり、本基準を適用しなければならない。
- 6 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得ないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、本基準の範囲外である。
- 7 他の「IFRSサステナビリティ開示基準」は、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して企業が開示することが要求される情報を定めている。
- 8 企業は、当該企業の関連する一般目的財務諸表（「財務諸表」という。）が「IFRS会計基準」又はその他の一般に認められた会計原則又は実務（GAAP）に準拠して作成されているかどうか

---

<sup>1</sup> 本基準全体を通じて、「主要な利用者」と「利用者」という用語は、同じ意味で互換的に使用されている。

にかかわらず、「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用することができる。

- 9        本基準は、パブリック・セクターの営利事業体を含む、営利目的の企業に適した用語を使用している。民間セクター又はパブリック・セクターで非営利活動を行っている企業が本基準を適用する場合、「IFRSサステナビリティ開示基準」の適用にあたり、特定の情報項目について、用いられている記述を修正する必要がある場合がある。

## 概念的基礎

---

- 10        サステナビリティ関連財務情報が有用であるためには、当該情報は関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現しなければならない。これらは有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性である。サステナビリティ関連財務情報の有用性は、当該情報が比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、補強される。これらは有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性である（付録D参照）。

## 適正な表示

- 11        完全な1組のサステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない。
- 12        企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業はB1項からB12項を適用しなければならない。
- 13        適正な表示は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連性がある情報を開示することと、本基準で示された原則に従って忠実に表現することを要求する。忠実な表現を達成するために、企業はこれらのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、完全で、中立的で、正確な描写を提供しなければならない。
- 14        重要性（materiality）は、関連性の企業固有の一側面であり、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報が関連する項目の性質若しくは規模（又はその両方）に基づくものである。
- 15        適正な表示は、企業に次のいずれも要求する。
- (a) 比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能な情報を開示すること
  - (b) 「IFRSサステナビリティ開示基準」において具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストにサステナビリティ関連のリスク及び機会が与える影響（effects）を理解できるようにするうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示すること
- 16        「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用し、必要に応じて追加的な情報を開示すること（第15項(b)参照）で、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示をもたらすものと推定される。

## 重要性（materiality）

- 17 企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を開示しなければならない。
- 18 サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。
- 19 重要性がある（material）情報を識別し開示するために、企業は、B13項からB37項を適用しなければならない。

## 報告企業

- 20 企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない（B38項参照）。

## つながりのある情報

- 21 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の種類のつながりを理解できるようにする情報を提供しなければならない。
- (a) その情報が関連する項目の間のつながり（企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど）
  - (b) 企業が提供する次の開示の間のつながり
    - (i) サステナビリティ関連財務開示内のつながり（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する開示の間のつながりなど）
    - (ii) サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書（関連する財務諸表など）との間のつながり（B39項からB44項参照）
- 22 企業は、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別しなければならない。
- 23 サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、「IFRS会計基準」又はその他の適用される会計基準を考慮したうえで可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合していなければならない（B42項参照）。
- 24 サステナビリティ関連財務開示において、通貨が測定単位として特定されている場合、企業は、関連する財務諸表の表示通貨を使用しなければならない。

## コア・コンテンツ

- 25 「IFRSサステナビリティ開示基準」が他の具体的な状況において容認又は要求している場合を除き、企業は、次の事項に関する開示を提供しなければならない。

- (a) ガバナンス — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続（第26項から第27項参照）
- (b) 戦略 — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するために用いるアプローチ（第28項から第42項参照）
- (c) リスク管理 — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス（第43項から第44項参照）
- (d) 指標及び目標（targets） — サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標（targets）又は法令により満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）に向けた進捗を含む。）（第45項から第53項参照）

## ガバナンス

- 26      ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。
- 27      この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。
- (a) サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関（取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。）又は個人。具体的には、企業は、その機関又は個人を特定し、次の事項に関する情報を開示しなければならない。
    - (i) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、その機関又は個人に適用される、付託事項、使命、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
    - (ii) その機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかを、どのように判断しているか
    - (iii) その機関又は個人に、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報がもたらされているか
    - (iv) その機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する当該企業の意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（その機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む。）
    - (v) その機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標（targets）の設定をどのように監督し、それらの目標（targets）に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（第51項参照）（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、また、含まれている場合、どのように含まれているかを含む。）
  - (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いる、ガ

バランスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割。これには、次の事項に関する情報を含む。

- (i) 当該役割が具体的な経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているか
- (ii) 経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合、これらの統制及び手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

## 戦 略

- 28 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。
- 29 具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。
- (a) 企業の見通しに影響を与える（*affect*）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会（第30項から第31項参照）
  - (b) それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（*anticipated*）影響（*effects*）（第32項参照）
  - (c) それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（*effects*）（第33項参照）
  - (d) それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会が報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（*effects*）、並びに、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（*anticipated*）影響（*effects*）（それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に組み込まれているかを考慮する。）（第34項から第40項参照）
  - (e) それらのサステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス（第41項から第42項参照）

## サステナビリティ関連のリスク及び機会

- 30 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、企業の見通しに影響を与える（*affect*）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次のことを行わなければならない。
- (a) 企業の見通しに影響を与える（*affect*）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を記述する。
  - (b) それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響（*effects*）が発生すると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期）を特定する。

- (c) 企業がどのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義し、これらの定義がどのように企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを説明する。

31 短期、中期及び長期の時間軸は、企業によって異なることがあり、それは、キャッシュ・フロー、投資及びビジネスのサイクルなどの産業固有の特性、企業が属する産業において戦略的意思決定及び資本配分計画に通常用いられる計画期間、並びにその産業において一般目的財務報告書の利用者が企業の評価を行う時間軸といった多くの要因に依存する。

## ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

32 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）の記述
- (b) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分にサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているか（例えば、地域、施設及び資産の種類）の記述

## 戦略及び意思決定

33 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。

- (a) 企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか
- (b) 企業が過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）
- (c) 企業が考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフ（例えば、新たな事業を営む場所に関する意思決定を行うにあたり、企業はそれらの事業による環境上のインパクト及び当該事業がコミュニティに生み出す雇用の機会を考慮している場合がある。）

## 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー

34 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

- (a) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（effects）（現在の財務的影響（effects））
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮したうえで、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）（予想される（anticipated）財務的影響（effects））

- 35 具体的には、企業は、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示しなければならない。
- (a) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、当報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えた（affected）か
  - (b) 翌年次報告期間中に関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクがある、第35項(a)において識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会
  - (c) サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財政状態について、どのように変化すると見込んでいるか。これには、次の事項を考慮する。
    - (i) 企業の投資計画及び処分計画（例えば、資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、事業変革、イノベーション、新たな事業領域並びに資産の除却についての計画）。企業が契約上約束していない計画も含む。
    - (ii) 企業の戦略を遂行するために計画している資金源
  - (d) サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が、企業自身の財務業績及びキャッシュ・フローについて、どのように変化すると見込んでいるか
- 36 定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。
- 37 サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。
- (a) 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる（B8項からB10項参照）。
  - (b) それらの開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチを用いる。
- 38 企業が次のいずれかであると判断する場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない。
- (a) 影響（effects）が区分して識別できない。
  - (b) 影響（effects）を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない（第77項から第82項参照）。
- 39 また、企業が定量的情報を提供するスキル、能力（capabilities）又は資源を有していない場合、当該企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない。
- 40 企業が、第38項から第39項に示す条件（criteria）を適用し、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的

情報を提供する必要はないと判断する場合、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 企業が定量的情報を提供していない理由を説明する。
- (b) それらの財務的影響（effects）に関する定性的情報を提供する（サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える（affected）可能性が高いか、又は影響を与えた（affected）、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）。
- (c) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会と、他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する（複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）。

## レジリエンス

- 41 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して調整するための企業の能力（capacity）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、サステナビリティ関連のリスクに関連する、戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価と、該当ある場合には定量的評価について、どのように評価を実施したのか及び時間軸に関する情報を含め、開示しなければならない。定量的情報を提供するにあたり、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。
- 42 他の「IFRSサステナビリティ開示基準」が、シナリオ分析が要求されるかどうかを含め、具体的なサステナビリティ関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関して企業が開示することが要求される情報の種類及びそれらの開示をどのように作成するかを特定する場合がある。

## リスク管理

- 43 リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、次のことをできるようにすることにある。
  - (a) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングする企業のプロセス（それらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、統合され、情報をもたらす場合、どのように統合され、情報をもたらすかを含む。）を理解できるようにすること
  - (b) 企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること
- 44 この目的を達成するため、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。
  - (a) 企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針。これには、次の事項に関する情報を含む。
    - (i) 企業が用いるインプット及びパラメータ（例えば、データ・ソース及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報）
    - (ii) 企業がサステナビリティ関連のリスクの識別に情報をもたらすために、シナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているか

- (iii) それらのリスクの影響（effects）の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか（例えば、企業が定性的要因、定量的閾値又はその他の規準（criteria）を考慮しているかどうか。）
  - (iv) 企業が他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、また、優先順位付けしている場合、どのように優先順位付けしているか
  - (v) 企業がサステナビリティ関連のリスクをどのようにモニタリングしているか
  - (vi) 前報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更したかどうか、また、変更した場合、どのように変更したか
- (b) 企業がサステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス
  - (c) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度及びどのように統合され、情報をもたらしているか

## 指標及び目標（targets）

- 45 指標及び目標（targets）に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）に向けた進捗を含む。）を理解できるようにすることにある。
- 46 企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求されている指標
  - (b) 企業が次のそれぞれについて測定し、モニタリングするために用いている指標
    - (i) 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会
    - (ii) 当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）に向けた進捗を含む。）
- 47 サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は適用される指標を識別するために、第57項から第58項を適用しなければならない。
- 48 企業が第45項から第46項を適用することによって開示した指標は、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に関連する指標を含めなければならない。
- 49 企業が「IFRSサステナビリティ開示基準」以外の情報源から得た指標を開示する場合、企業は、当該情報源及びその得た指標を識別しなければならない。

- 50 指標が企業により作成されたものである場合、企業は、次の事項に関する情報を開示しなければならない。
- (a) 指標がどのように定義されているか（当該指標が「IFRSサステナビリティ開示基準」以外の情報源から得た指標を調整することにより得られたものかどうか、また、そのように得られたものである場合、どの情報源からであり、企業が開示する指標がその情報源で定める指標とどのように異なるかを含む。）
  - (b) 指標が、絶対指標（absolute measure）であるか、その他の指標との関連で表現されている指標であるか、定性的な指標（赤、黄、緑のRAGステータスなど）であるか
  - (c) 指標が第三者によって検証されているかどうか、また、検証されている場合は誰によって検証されているか
  - (d) 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な（significant）仮定を含む。）
- 51 企業は、戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した目標（targets）及び法令により満たすことが要求されている目標（targets）がある場合には、当該目標（targets）に関する情報を開示しなければならない。目標（target）のそれぞれについて、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) 目標（target）を設定し、当該目標（target）の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
  - (b) 企業が設定したか、又は満たすことが要求されている、具体的な定量的又は定性的目標（target）
  - (c) 目標（target）が適用される期間
  - (d) 進捗が測定される基礎となる期間（base period）
  - (e) 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標（targets）
  - (f) 目標（target）のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化についての分析
  - (g) 該当ある場合、目標（target）の見直し及びそれらの見直しの説明
- 52 指標（企業の目標（targets）の設定及びそれらの達成に向けた進捗のモニタリングに用いられる指標を含む。）の定義及び算定方法は、時間の経過とともに一貫性がなければならない。指標が再定義されるか、又は置き換えられた場合、企業は、B52項を適用しなければならない。
- 53 企業は、指標及び目標（targets）について、意味のある、明瞭かつ正確な（precise）名称及び記述を用いて名付け、定義しなければならない。

## 全般的要求事項

### ガイダンスの情報源

#### サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

- 54 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用しなければならない。
- 55 「IFRSサステナビリティ開示基準」に加え、
- (a) 企業は、「SASBスタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。企業は、「SASBスタンダード」における開示トピックが当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。
  - (b) 企業は、次のものを参照し、その適用可能性を考慮することができる。
    - (i) 「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」（あわせて「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」という。）
    - (ii) 一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書
    - (iii) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

#### 適用される開示要求の識別

- 56 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する適用される開示要求を識別するにあたり、企業は、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用しなければならない。
- 57 サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、次のような情報を識別するために判断を適用しなければならない。
- (a) 一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある情報
  - (b) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報
- 58 第57項で記述された判断を行うにあたり、
- (a) 企業は、「SASBスタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。企業は、「SASBスタンダード」で定められた指標が当該企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。

- (b) 企業は、これらの情報源が「IFRSサステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、次のものを参照し、その適用可能性を考慮することができる。
  - (i) 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」
  - (ii) 一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書
  - (iii) 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって開示された情報（指標を含む。）
- (c) 企業は、これらの情報源が本基準の目的（第1項から第4項参照）を達成するにあたり企業を支援する範囲で、また、「IFRSサステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、付録Cに識別されている情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。

## ガイダンスの情報源に関する情報の開示

59 企業は、次の事項を識別しなければならない。

- (a) 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成（該当ある場合には、「SASBスタンダード」における開示トピックの識別を含む。）にあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及び他のガイダンスの情報源
- (b) 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成（適用される指標の識別を含む。）にあたり適用した、「IFRSサステナビリティ開示基準」、「SASBスタンダード」又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業

## 開示の記載場所

60 企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される開示について、企業の一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される。

61 企業に適用される規制又はその他の要求事項に従うことを条件に、企業の一般目的財務報告書の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するための場所は、さまざまなものが考えられる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明（management commentary）又は類似の報告書が企業の一般目的財務報告書の一部を構成している場合には、これに含まれることがある。経営者による説明（management commentary）又は類似の報告書は、多くの法域において要求される報告書である。経営者による説明（management commentary）又は類似の報告書は、「マネジメント・レポート」、「経営者による検討及び分析（MD&A）」、「経営及び財務のレビュー」、「統合報告書」、又は「戦略報告書」など、さまざまな名称で知られているか、そのような名称の報告書に含まれている場合がある。

62 企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」により要求される情報について、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所に開示する場合がある。企業は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可能であり、当該追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保しなければならない（B27項参照）。

63 「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される情報は、企業が公表した他の報告書との相

互参照により、サステナビリティ関連財務開示に含まれる場合がある。企業が情報を相互参照により含める場合、B45項からB47項における要求事項を適用しなければならない。

## 報告のタイミング

- 64 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。
- 65 通常、企業は、12か月にわたる期間についてサステナビリティ関連財務開示を作成する。しかし、実務上の理由から、例えば、52週間にわたる期間について報告することを選好する企業もある。本基準は、そのような実務を妨げない。
- 66 企業が報告期間の末日を変更して、12か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、次の事項を開示しなければならない。
- (a) サステナビリティ関連財務開示の対象期間
  - (b) 12か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
  - (c) サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能ではない旨
- 67 企業が、報告期間の末日後であるがサステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に、報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新たな情報に照らして、その状況に関連する開示を更新しなければならない。
- 68 企業は、報告期間の末日後であるがサステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、その情報を開示しないことにより、一般目的財務報告書の主要な利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、その情報を開示しなければならない。
- 69 本基準は、どの企業に期中のサステナビリティ関連財務開示の提供を求めるか、どれくらいの頻度で求めるか、又は期中期間終了後どれくらいの期間で求めるかを義務付けていない。しかし、政府、証券規制当局、証券取引所及び会計に関する団体が、負債証券又は持分証券を上場している企業に対して、一般目的期中財務報告書の公表を要求する場合がある。企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」に従って期中のサステナビリティ関連財務開示を公表することを要求されているか、これを選択している場合には、B48項を適用しなければならない。

## 比較情報

- 70 他の「IFRSサステナビリティ開示基準」においてそうしないことが容認又は要求されている場合を除き、企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。また、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報が、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、企業は、これを開示しなければならない（B49項からB59項参照）。
- 71 サステナビリティ関連財務開示において報告される数値は、例えば、指標及び目標（targets）、又はサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される

(anticipated) 財務的影響 (effects) に関連する場合がある。

## 準拠表明

72 サステナビリティ関連財務開示が、「IFRSサステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠する企業は、準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行わなければならない。企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示が「IFRSサステナビリティ開示基準」に準拠していると記述してはならない。

73 本基準は、「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求されている情報であっても、法令によって企業が開示することが禁止されている場合に、企業に当該情報を開示することを免除している（B33項参照）。本基準はまた、情報が、本基準で説明する商業上の機密に該当する場合、「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求されているサステナビリティ関連の機会に関する情報を開示することを免除している（B34項からB37項参照）。これらの免除を利用している企業は、「IFRSサステナビリティ開示基準」に準拠していることを主張することを妨げられない。

## 判断、不確実性及び誤謬

---

### 判 断

74 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、数値の見積りを伴うもの（第77項参照）とは別に、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な（significant）影響（effect）を与える判断を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

75 サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で、企業は、見積りを伴うものとは別に、企業のサステナビリティ関連財務開示で報告される情報に重大（significantly）な影響を与える（affect）可能性のあるさまざまな判断を行う。例えば、企業は、次のような判断を行う。

- (a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
- (b) 第54項から第58項に従ってどのガイダンスの情報源を適用するか決定
- (c) サステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある（material）情報の識別
- (d) 事象又は状況の変化が重大であり（significant）、企業のバリュー・チェーンを通じて影響を受ける（affected）すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が要求されるかどうかの評価（B11項参照）

76 他の「IFRSサステナビリティ開示基準」において、第74項に従って企業が開示することが要求される情報の一部について、開示を要求する場合がある。

## 測定の不確実性

77 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える（affecting）最も重大な（significant）不確実性を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

78 企業は、次のことを行わなければならない。

(a) 開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別する。

(b) 第78項(a)で識別されたそれぞれの数値に関連して、次の情報を開示する。

(i) 測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果（outcome）、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること

(ii) 企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断

79 サステナビリティ関連財務開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じる。場合によっては、見積りには、結果（outcomes）が不確実な、将来起こり得る事象についての仮定を伴う。合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはない。測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではない。

80 企業がサステナビリティ関連財務開示において報告される数値に影響を与える（affecting）不確実性に関する情報を開示するという第77項の要求事項は、企業の最も困難な、主観的又は複雑な判断が必要となる見積りに関連している。変数及び仮定の数が多くなれば、それらの判断はより主観的で複雑となり、それに応じてサステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える（affecting）不確実性も増大する。

81 企業が開示する必要がある場合がある情報の種類及び範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち不確実性及びその他の状況の源泉並びにそのような不確実性及びその他の状況に寄与する要因によって異なる。企業が開示する必要がある場合がある情報の種類の例には、次のようなものがある。

(a) 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質

(b) 開示された数値の、その計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む。）

(c) 不確実性について見込み得る解消方法及び開示された数値に対して合理的に考えられる結果（outcomes）の範囲

(d) 開示された数値に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）

82 他の「IFRSサステナビリティ開示基準」において、第77項から第78項に従って企業が開示することを要求される情報の一部について、開示を要求する場合がある。

## 誤 謬

83 企業は、重要性がある（material）過去の期間の誤謬について、そうすることが実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない。

- 84 過去の期間の誤謬とは、過去の1期以上の期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏又は誤表示をいう。このような誤謬は、次のような信頼性の高い情報の不使用又は誤用から生じる。
- (a) 当該期間のサステナビリティ関連財務開示の公表が承認されるときに利用可能であった情報
  - (b) 当該開示を作成するにあたり入手し考慮すると合理的に見込み得る情報
- 85 誤謬の訂正は、見積りの変更とは区別される。見積りは、追加的な情報が知られるに従い、企業が更新する必要がある場合がある概算である。
- 86 企業は、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある（material）誤謬を識別した場合、B55項からB59項を適用しなければならない。

## 付録A

### 用語の定義

この付録は、IFRS S1号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

#### ビジネス・モデル (business model)

企業の戦略上の目的を達成し、当該企業にとっての価値を生み出し、結果として短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出すことを目的とした、企業の活動を通じてインプットをアウトプット及び結果 (outcomes) に変換する企業のシステム

#### 開示トピック (disclosure topic)

「IFRSサステナビリティ開示基準」又は「SASBスタンダード」において示された、特定の産業における企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会

#### 一般目的財務報告書 (general purpose financial reports)

主要な利用者が企業への資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書。それらの意思決定には、次のいずれかに関する意思決定を伴う。

- (a) 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有
- (b) 貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済
- (c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える (affect) 当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える (influence) 権利の行使

一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない。

#### IFRSサステナビリティ開示基準 (IFRS Sustainability Disclosure Standards)

国際サステナビリティ基準審議会が公表した、その名称の基準

#### 実務上不可能である (impracticable)

企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合、その要求事項の適用は実務上不可能である。

#### 重要性がある情報 (material information)

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える (influence) と合理的に見込み得る場合には、重要性がある (material)。

**一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）**（primary users of general purpose financial reports（primary users））

現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者

**報告企業**（reporting entity）

一般目的財務諸表の作成を要求されるか又はこれを選択する企業

**シナリオ分析**（scenario analysis）

不確実性のある状況のもとで、将来の事象の結果（outcomes）の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス

**サステナビリティ関連財務開示**（sustainability-related financial disclosures）

短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、**報告企業**のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報（それらのリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理、並びに関連する指標及び目標（targets）に関する情報を含む。）を提供する**一般目的財務報告書**の特定の一様式

**一般目的財務報告書の利用者（利用者）**（users of general purpose financial reports（users））

**一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）**を参照。これらの定義は、同じ母集団を説明している。

**バリュー・チェーン**（value chain）

**報告企業のビジネス・モデル**及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、資源及び関係の全範囲

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了（end-of-life）まで、企業が使用し依存する相互作用、資源及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、資源及び関係（人的資源（human resource）など）、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおけるもの（材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。

## 付録B

### 適用ガイダンス

この付録は、IFRS S1号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

### サステナビリティ関連のリスク及び機会（第11項から第12項）

- B1** 本基準は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（*affect*）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会（「企業の見通しに影響を与える（*affect*）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」という。）に関する情報を開示することを企業に要求している（第3項参照）。
- B2** 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じての利害関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用から生じる。これらの相互作用は、直接的であることもあれば間接的であることもあり得るが、企業の戦略上の目的を追求する当該企業のビジネス・モデルの運用及び企業が事業を営む外部環境から生じる。これらの相互作用は、企業がキャッシュ・フローを生み出すためにバリュー・チェーンを通じての資源及び関係に依存し、かつ当該企業の活動及びアウトプットを通じてそれらの資源及び関係に影響を与える（*affects*）、相互依存的なシステムの中で行われ、それらの資源及び関係の維持、再生及び発展又は劣化及び枯渇に寄与する。これらの依存関係及びインパクトは、短期、中期及び長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を与える（*affect*）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる場合がある。
- B3** 例えば、企業のビジネス・モデルが（水のような）天然資源に依存している場合、企業は当該資源の質、利用可能性及び購入可能性に影響を与える（*affect*）と同時に影響を受ける（*affected*）可能性がある。具体的には、その資源の劣化又は枯渇（企業自身の活動及びその他の要因から生じるものを含む。）は、企業の事業に混乱をもたらすリスクを生み出し、企業のビジネス・モデル又は戦略に影響を与える（*affect*）可能性があり、また、究極的には企業の財務業績及び財政状態にネガティブな影響を与える（*affect*）可能性がある。対照的に、その資源の再生及び維持（企業自身の活動及びその他の要因から生じるものを含む。）は、企業にポジティブな影響を与える（*affect*）可能性がある。同様に、企業が、競争が非常に激しい市場で事業を営んでおり、その戦略上の目的を達成するために高度に専門的な労働力（*workforce*）を必要とする場合、企業の将来の成功は、その資源を惹きつけて維持する企業の能力（*ability*）に依存する可能性が高い。同時に、その能力（*ability*）は、企業が従業員の研修及び福利に投資しているかどうかなどの企業の雇用慣行並びに従業員の満足度、対話及び定着率のレベルに部分的に依存する。これらの例は、企業が他者のために生み出し、維持し、又は毀損する価値と、企業が成功し目標（*goals*）を達成する企業自身の能力（*ability*）との間の密接な関係を示している。
- B4** 企業がその活動及びアウトプットによって依存し、また影響を与える（*affects*）資源及び関係は、自然なもの、製造されたもの、知的なもの、人的なもの、社会的なもの又は財務的なものなど、さまざまな形をとり得る。これらは、企業の労働力（*workforce*）、ノウハウ又は組織プロ

セスなど、内部的なものであることもあれば、企業がアクセスする必要がある材料及びサービス、又はサプライヤー、流通業者及び顧客との関係など、外部的なものであることもある。さらに、資源及び関係には、企業の財務諸表において資産として認識される資源及び関係が含まれるが、これらに限定されない。

- B5** 企業の依存関係及びインパクトは、当該企業が直接関与する資源や、当該企業の直接的な関係に限定されない。それらの依存関係及びインパクトは、バリュー・チェーンを通じての当該企業の資源及び関係にも関連する。例えば、企業の供給チャネル及び流通チャネル、企業の製品の消費及び廃棄の影響（effects）並びに関連会社及び共同支配企業への投資を含む企業の資金源及び投資に関連する可能性がある。企業のバリュー・チェーンを通じてのビジネス・パートナーがサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面した場合、企業自身も関連する結果（consequences）にさらされる可能性がある。

## サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

- B6** 企業は、次のことを行うために、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない（B8項からB10項参照）。
- (a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
  - (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、その幅広さ及び構成を含むバリュー・チェーンの範囲の決定
- B7** 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は第54項から第55項のガイダンスの情報源に関する要求事項を適用しなければならない。

## 合理的で裏付け可能な情報

- B8** サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり企業が用いる合理的で裏付け可能な情報は、外部環境の一般的な状況のみならず、当該企業に固有の要因も対象としなければならない。企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合など、場合によっては、合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想（forecasts）に関する情報が含まれる。他の「IFRSサステナビリティ開示基準」は、具体的な場合において何が合理的で裏付け可能な情報であるかを特定する場合がある。
- B9** 企業は、内部的なものも外部的なものもある、さまざまなデータ・ソースを用いる場合がある。考えられるデータ・ソースには、企業のリスク管理プロセス、産業及び同業者グループの経験並びに外部の格付け、レポート及び統計情報が含まれる。企業が財務諸表の作成、ビジネス・モデルの運用、戦略の策定並びに企業のリスク及び機会の管理に用いる情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能であるとみなされる。
- B10** 企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、情報の網羅的な探索を行う必要はない。何が過大なコストや労力を構成するかの評価は企業の固有の状況によって異なり、企業のコスト及び労力並びに結果

として得られる情報の主要な利用者にとっての便益をバランスよく考慮することが要求される。状況の変化に応じて、その評価は時間の経過とともに変わることがある。

## バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

- B11** 重大な（significant）事象が発生した場合、又は状況に重大な（significant）変化が発生した場合、企業はバリュー・チェーンを通じて、影響を受ける（affected）すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。重大な（significant）事象又は状況の重大な（significant）変化は、企業がその事象若しくは状況の変化に関与していなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要である（important）と評価する内容の変化の結果（result）として発生することがある。例えば、そのような重大な（significant）事象又は状況の重大な（significant）変化には、次のものが含まれる場合がある。
- (a) 企業のバリュー・チェーンにおける重大な（significant）変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、サプライヤーの温室効果ガス排出を著しく（significantly）変える（alters）ような変更を行うこと）
  - (b) 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な（significant）変化（例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収）
  - (c) サステナビリティ関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャーの重大な（significant）変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった（not anticipated）新たな規制の導入の影響を受ける（affected）こと）
- B12** 企業は、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲を、B11項で要求されているよりも頻繁に再評価することが容認されるが、要求されない。

## 重要性（materiality）（第17項から第19項）

- B13** 第17項は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。情報の重要性（materiality）は、その情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、特定の報告企業に関する情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかに関連して判断される。
- B14** 主要な利用者の意思決定は企業への資源の提供に関連しており、次のいずれかに関する意思決定を伴う。
- (a) 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有
  - (b) 貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済
  - (c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える（affect）当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える（influence）権利の行使
- B15** B14項に記載されている意思決定は、主要な利用者が期待するリターン、例えば、配当、元本及

び利息の支払又は市場価格の上昇に依存する。それらの期待は、企業への将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する主要な利用者の評価、並びに企業の経営者及びガバナンス機関又は個人による企業の経済的資源に係る受託責任に関する主要な利用者の評価に依存する。

- B16 情報が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得るかどうかを評価するにあたり、それらの利用者の特性及び企業自身の状況を考慮することが要求される。
- B17 サステナビリティ関連財務開示は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもってレビューし分析する主要な利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、サステナビリティ関連財務情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。
- B18 個々の主要な利用者は、情報へのニーズや要求が異なっており、時にはそれらが相反する場合もある。主要な利用者の情報ニーズは、時間の経過とともに進展する場合もある。サステナビリティ関連財務開示は、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを意図している。

## 重要性がある（material）情報の識別

- B19 重要性（materiality）の判断は企業に固有のものである。したがって、本基準では、重要性（materiality）についての量的閾値を特定することや、特定の状況において何が重要性がある（material）ものとなり得るかを前もって決定することはしていない。
- B20 サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある（material）情報を識別するために、企業は、出発点として、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」の要求事項を適用しなければならない。サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、第57項から第58項に定めるガイダンスの情報源に関する要求事項を適用しなければならない。これらの情報源は、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会、特定の産業、又は特定の状況において、関連性がある場合がある情報（指標を含む。）を特定している。
- B21 企業は、B20項を適用して識別された情報が、個別に又は他の情報と組み合わせて、企業のサステナビリティ関連財務開示全体の文脈において重要性がある（material）かどうかを評価しなければならない。情報に重要性がある（material）かどうかを評価するにあたり、企業は、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮しなければならない。例えば、企業は、当該企業に対するサステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effect）の規模及び性質を考慮する場合がある。
- B22 場合によっては、「IFRSサステナビリティ開示基準」は、結果（outcomes）が不確実な、将来起こり得る事象に関する情報開示を要求する。そのような将来起こり得る事象に関する情報に重要性がある（material）かどうかを判断するにあたり、企業は、次の事項を考慮しなければならない。
- (a) 短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を与える、その事象の潜在的な影響（effects）（「考えられる結果（outcome）」という。）
  - (b) 考えられる結果（outcome）の範囲及びその範囲内での考えられる結果（outcomes）の発生可能性

- B23** 考えられる結果（outcomes）を考慮するにあたり、企業は、すべての関連する事実及び状況を考慮しなければならない。将来起こり得る事象に関する情報は、潜在的な影響（effects）が重大であり（significant）、その事象が発生する可能性が高い場合、重要性がある（material）と判断される可能性がより高くなる。ただし、企業は、発生可能性は低いもののインパクトの大きい結果（outcomes）に関する情報が、個別に、又は、他の発生可能性は低いもののインパクトの大きい結果（outcomes）に関する情報と組み合わせ、重要性がある（material）場合があるかどうかとも考慮しなければならない。例えば、企業は複数のサステナビリティ関連のリスクにさらされている場合があるが、それらのリスクは、それぞれ同じ種類の混乱（例えば、企業のサプライ・チェーンの混乱）を引き起こす可能性がある。個々のリスクの源泉に関する情報は、そのリスクの源泉により混乱が発生する可能性が非常に低い場合、重要性がない（not material）場合がある。しかし、集約されたリスク（すべての源泉からのサプライ・チェーンの混乱のリスク）に関する情報は、重要性がある（material）場合がある。
- B24** 将来起こり得る事象が企業のキャッシュ・フローに影響を与える（affect）ことが見込まれるものの、それが何年も先のことである場合、通常、その事象に関する情報は、より早く発生すると見込まれる、同様の影響（effects）を伴う将来起こり得る事象に関する情報よりも、重要性がある（material）と判断される可能性は低い。ただし、状況によっては、将来の事象の潜在的な影響（effects）の規模又はその事象の発生時期に関係なく、情報項目が主要な利用者の意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得ることがある。例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報が、企業の一般目的財務報告書の主要な利用者によって厳しく精査されている場合、これが発生する場合がある。
- B25** 企業は、情報に重要性がない（not material）場合、「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される情報であっても、これを開示する必要はない。このことは、「IFRSサステナビリティ開示基準」が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する。
- B26** 「IFRSサステナビリティ開示基準」において具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストにサステナビリティ関連のリスク及び機会が与える影響（effects）を理解できるようにするうえで不十分である場合には、企業は、追加的な情報を開示しなければならない。
- B27** 企業は、サステナビリティ関連財務開示を明瞭に識別し、企業が提供する他の情報と区別しなければならない（第62項参照）。企業は重要性がある（material）情報を不明瞭にしてはならない。情報を省略したり誤表示したりすると同様の影響（effect）を主要な利用者に与えるような方法で情報が伝達される場合、その情報は不明瞭になる。重要性がある（material）情報が不明瞭となる場合がある状況の例には、次のようなものが含まれる。
- (a) 重要性がある（material）情報が、重要性がない（not material）追加的な情報と明瞭に区別されていない。
  - (b) 重要性がある（material）情報がサステナビリティ関連財務開示において開示されているが、使用されている言葉遣いがあいまい又は不明確である。
  - (c) サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある（material）情報が、サステナビリティ関連財務開示全体に散らばっている。

- (d) 類似していない情報項目が、不適切に集約されている。
- (e) 類似した情報項目が、不適切に分解されている。
- (f) どの情報に重要性がある（material）のかを主要な利用者が判断できないほどに、重要性がある（material）情報が重要性がない（immaterial）情報によって隠されている結果（result）として、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性が低下している。

B28 企業は状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日時点で重要性（materiality）の判断を再評価しなければならない。企業の個別の状況又は外部環境の変化により、過去の期間の企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれていた一部の種類の情報が、もはや重要性がない（no longer material）場合がある。逆に、過去に開示されていなかった一部の種類の情報に重要性がある（material）ようになる場合がある。

## 集約及び分解

B29 企業が「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用するにあたり、企業は、すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定しなければならない。企業は、重要性がある（material）情報を重要性がない（immaterial）情報で不明瞭にしたり、類似していない重要性がある（material）情報項目を集約したりすることによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならない。

B30 企業は、情報を集約することにより重要性がある（material）情報が不明瞭になる場合は、情報を集約してはならない。情報は、情報項目が共有する特性を有している場合は集約しなければならないが、共有する特性を有していない場合は集約してはならない。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、例えば、地理的な場所によって、又は地政学的环境を考慮して、分解する必要がある場合がある。例えば、重要性がある（material）情報が不明瞭にならないことを確実にするために、企業は水の使用に関する情報を分解し、豊富な源泉から取水される水と水ストレス下にある地域から取水される水とを区別する必要がある場合がある。

## 法令との相互作用

B31 法令が、企業に対し、一般目的財務報告書においてサステナビリティ関連情報を開示するよう要求事項を定める場合がある。そのような状況において、企業は情報に重要性がない（not material）場合であっても、法令の要求事項を満たすために、その情報をサステナビリティ関連財務開示に含めることが容認される。しかしながら、そのような情報は、重要性がある（material）情報を不明瞭にしてはならない。

B32 企業は、法令によって企業がそのような情報を開示しないことが容認される場合であっても、重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報を開示しなければならない。

B33 「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される情報が、法令によって企業が当該情報を開示することが禁止されている場合、企業は、これを開示する必要はない。その理由で重要性がある（material）情報を省略する場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。

## 商業上の機密情報

- B34** 企業が、B35項で記述されている限定的な状況において、サステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断した場合、企業は、その情報を企業のサステナビリティ関連財務開示から省略することが容認される。そのような省略は、情報が「IFRSサステナビリティ開示基準」によって要求され、当該情報に重要性がある（material）場合であっても容認される。
- B35** 次の要件を満たす場合、かつ、その場合に限り、企業はB34項で定められている免除が適用される。
- (a) サステナビリティ関連の機会についての情報が、既に一般に利用可能となっているものではない。
  - (b) その情報を開示することにより、企業が当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る。
  - (c) 企業が当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、企業が開示要求の目的を達成することができるように（例えば、集約されたレベルで）その情報を開示することが不可能であると企業が判断している。
- B36** 企業がB34項で定める免除を用いることを選択した場合、企業は、省略した情報項目のそれぞれについて、次のことを行わなければならない。
- (a) 企業が当該免除を用いている旨を開示する。
  - (b) 各報告日時点で、当該情報について免除が適用されるかどうかを再評価する。
- B37** 企業は、サステナビリティ関連のリスクに関連して、又は幅広くサステナビリティ関連財務情報の開示を省略する根拠として、B34項で定める免除を用いることが禁止される。

## 報告企業（第20項）

---

- B38** 第20項は、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならないことを要求している。例えば、「IFRS会計基準」に従って作成された連結財務諸表は、親会社及びその子会社についての情報を単一の報告企業として提供する。したがって、その企業のサステナビリティ関連財務開示は、一般目的財務報告書の利用者が、親会社及びその子会社の短期、中期及び長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストにサステナビリティ関連のリスク及び機会が与える影響（effects）を理解できるようにするものでなければならない。

## つながりのある情報（第21項から第24項）

---

- B39** 第21項は、その情報が関連する項目の間のつながり及び企業が一般目的財務報告書で提供する開示の間のつながりの両方を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を企業が提供することを要求している。
- B40** つながりのある情報は、その情報が関連する項目の間のつながりに関する洞察を提供する。例えば、次が挙げられる。

- (a) 企業が特定のサステナビリティ関連の機会を追求し、その結果、企業の売上高が増加した場合、つながりのある情報は、企業の戦略と財務業績との間の関係を描写する。
- (b) 企業が、企業自身がさらされている2つのサステナビリティ関連のリスクの間にトレードオフを識別し、当該トレードオフの評価を基礎として行動を取った場合、つながりのある情報は、それらのリスクと企業の戦略との間の関係を描写する。
- (c) 企業が特定のサステナビリティ関連の目標（target）を約束しているが、適用される認識規準を満たしていないため、当該約束がまだ企業の財政状態又は財務業績に影響を与えていない（not yet affected）場合、つながりのある情報はその関係を描写する。

B41 つながりのある情報は、次のものを含む。

- (a) 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会についてのさまざまな種類の情報の間のつながり。例えば、次のものがある。
  - (i) ガバナンス、戦略及びリスク管理についての開示の間のつながり
  - (ii) 記述的な情報と定量的な情報との間のつながり（関連する指標及び目標（targets）並びに関連する財務諸表に含まれる情報を含む。）
- (b) さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会についての開示の間のつながり。例えば、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を統合している場合、当該企業は、それぞれのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、ガバナンスの開示を個別に提供するのではなく、ガバナンスの開示を統合しなければならない。

B42 開示の間のつながりの描写は、必要な説明及び相互参照を提供すること並びに一貫性があるデータ、仮定及び測定単位を用いることを伴うが、これらに限定されない。つながりのある情報を提供するにあたり、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 開示の間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。
- (b) 「IFRSサステナビリティ開示基準」が、共通の情報項目の開示を要求する場合、不必要な重複を避ける。
- (c) 企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり用いたデータ及び仮定と、関連する財務諸表を作成するにあたり用いたデータ及び仮定との間の重大な（significant）差異についての情報を開示する。

B43 例えば、つながりのある情報を提供するにあたり、企業は、企業の戦略が財務諸表及び財務計画に与えている影響（effect）又は可能性のある影響（effect）について説明する必要がある場合があったり、企業の戦略が目標（targets）に向けた進捗を測定するために企業が用いる指標とどのように関連しているかについて説明したりする必要がある場合がある。別の企業は、天然資源の使用又は企業のサプライ・チェーン内の変化によって、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように増幅され得るか又は、逆に、縮小され得るかを説明する必要がある場合がある。企業は、天然資源の使用又はサプライ・チェーン内の変化についての情報を、企業の製造コストへの現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）、それらのリスクを緩和するための企業の戦略的な対応並びに新たな資産への関連投資についての情報とつなげる必要がある場合がある。企業は、記述的な情報を、関連する指標及び目標（targets）とつなげ、また、

関連する財務諸表における情報とつなげる必要がある場合がある。

**B44** つながりのある情報のその他の例は、次のものを含む。

- (a) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに企業の戦略が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える複合的な影響（effects）についての説明。例えば、企業は、低炭素の代替品を選好する消費者により、企業の製品の需要の減少に直面する場合がある。企業は、主要な工場の閉鎖などの企業の戦略的な対応が労働力（workforce）及び地域コミュニティにどのような影響を与える（affect）可能性があるかについて説明する必要がある場合があり、また、そのような閉鎖が資産の耐用年数及び減損の評価に与える影響（effect）について説明する必要がある場合がある。
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略を策定するにあたり、企業が評価した代替案の記述（企業が考慮したそれらのリスク及び機会の間のトレードオフについての記述を含む（第33項(c)参照）。）。例えば、サステナビリティ関連のリスクに対応するための事業再編に関する意思決定について、企業の労働力（workforce）の将来の規模及び構成への潜在的な影響（effects）について説明する必要がある場合がある。

## 相互参照により含まれる情報（第63項）

**B45** 「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される情報は、企業が公表した他の報告書において利用可能である場合がある。例えば、要求される情報が、関連する財務諸表において開示されている可能性がある。重要性がある（material）情報は、次のことを満たすことを条件として、相互参照により企業のサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。

- (a) 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。
- (b) 完全な1組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。

**B46** 相互参照により含まれる情報は、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示の一部となり、「IFRSサステナビリティ開示基準」の要求事項に準拠しなければならない。例えば、当該情報は、関連性があり、忠実な表現であり、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であることが必要である。一般目的財務報告書を承認する機関又は個人は、相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う。

**B47** 「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求される情報が、相互参照により含められる場合、次のことを行わなければならない。

- (a) サステナビリティ関連財務開示において、当該情報が所在している報告書を明瞭に識別し、当該報告書へのアクセス方法を説明しなければならない。
- (b) 相互参照は、当該報告書の正確に（precisely）特定された部分に対して行われなければならない。

## 期中報告（第69項）

---

- B48 適時性とコストを考慮する観点から、また、既に報告済みの情報との繰り返しを避けるため、企業は期中報告日において、年次のサステナビリティ関連財務開示で提供される情報と比較して少ない情報を提供することが求められたり、そうすることを選択したりする場合がある。期中のサステナビリティ関連財務開示は、直近の完全な1組のサステナビリティ関連財務情報に関する年次開示の更新を提供することを意図している。これらの開示は、新たな情報、事象及び状況に焦点を当てており、既に報告した情報を繰り返さない。期中のサステナビリティ関連財務開示で提供される情報は、年次のサステナビリティ関連財務開示と比較して要約されている場合があるが、企業が一般目的期中財務報告書の一部として本基準に特定されているような完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を公表することが禁止されたり、これが妨げられたりすることはない。

## 比較情報（第52項、第70項及び第83項から第86項）

---

- B49 第70項は、企業に対して、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示することを要求している。

### 指 標

- B50 場合によっては、指標について開示された数値は見積りである。B51項で定める場合を除き、企業は、前期に開示された見積られた数値に関連する新たな情報を識別し、当該情報とその期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、次のことを行わなければならない。

- (a) 新たな情報を反映して更新された比較対象の数値を開示する。
- (b) 前期に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異を開示する。
- (c) 比較対象の数値を更新した理由を説明する。

- B51 企業は、B50項の要求事項を適用するにあたり、次の場合には、更新された比較対象の数値を開示する必要はない。

- (a) そうすることが実務上不可能である場合（B54項参照）
- (b) 指標が将来予測的なものである場合。将来予測的な指標は、将来起こり得る取引、事象及び他の状況に関連するものである。企業は、そうすることが事後的判断の使用を伴わない場合には、将来予測的な指標に関する比較対象の数値を更新することが容認される。

- B52 企業が報告期間において指標を再定義するかこれを置き換える場合、企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 実務上不可能でない限り、更新された比較対象の数値を開示する。
- (b) 変更の内容を説明する。
- (c) 変更の理由（再定義されたか、又は置き換えられた指標がより有用な情報を提供する理由を含む。）を説明する。

- B53 企業は、報告期間において新たな指標を導入する場合、そうすることが実務上不可能でない限

り、当該指標に関する比較対象の数値を開示しなければならない。

- B54** 報告期間との比較可能性を達成するために比較対象の数値を更新することが、実務上不可能である場合がある。例えば、指標に関する新たな定義の遡及適用を可能とする方法で前期においてデータが収集されておらず、データを再構築することが実務上不可能である場合がある。前期の比較対象の数値を更新することが実務上不可能である場合、企業は、その旨を開示しなければならない。

## 誤 謬

- B55** 第83項は、企業に対し、重要性がある（material）過去の期間の誤謬を訂正することを要求している。
- B56** このような誤謬には、計算上の誤り、指標又は目標（targets）の定義の適用の誤り、事実の見落とし又は解釈の誤り及び不正行為の影響（effects）が含まれる。
- B57** 当報告期間に発見されたその期間における潜在的な誤謬は、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認されるまでに訂正される。しかし、重要性がある（material）誤謬の中には、後の期間まで発見されないものもある。
- B58** 企業は、企業の過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある（material）誤謬を識別した場合、次の事項を開示しなければならない。
- (a) 過去の期間の誤謬の性質
  - (b) 開示されている過去の各期間について、実務上可能な範囲で訂正した内容
  - (c) 誤謬の訂正が実務上不可能である場合、その状態が存在するに至った状況及び誤謬がどのように、また、いつから訂正されているかの説明
- B59** 表示されている過去のすべての期間について誤謬の影響（effect）を判断することが実務上不可能である場合には、企業は、実務上可能な最も古い日付から誤謬を訂正して比較情報を修正再表示しなければならない。

## 付録C

### ガイダンスの情報源

この付録は、*IFRS S1*号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

- C1** 本基準は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、次のような情報を識別するために判断を適用しなければならないと要求している（第57項参照）。
- (a) 一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性がある。
  - (b) そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現する。
- C2** その判断を行うにあたり、これらの情報源が、本基準の目的（第1項から第4項参照）を達成するにあたり企業を支援する範囲で、また、「IFRSサステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、企業は次のものを参照し、適用可能性を考慮することができる。
- (a) 「グローバル・レポーティング・イニシアティブ・スタンダード」
  - (b) 「欧州サステナビリティ報告基準」
- C3** C2項に定めるガイダンスの情報源を適用するにあたり、企業は「IFRSサステナビリティ開示基準」で要求されている重要性がある（material）情報を不明瞭にしてはならない（B27項参照）。企業が「IFRSサステナビリティ開示基準」の要求事項を適用することなく、C2項に定めるガイダンスの情報源を適用する場合、企業は「IFRSサステナビリティ開示基準」の準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行ってはならない。

## 付録D

### 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性

この付録は、IFRS S1号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

#### はじめに

- D1 「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）は、「国際会計基準審議会（IASB）」により公表された。「概念フレームワーク」は、一般目的財務報告書の目的及び一般目的財務報告書に適用される概念を記述している。「概念フレームワーク」の目的の1つは、一貫性がある概念に基づく財務諸表の作成のための「IFRS会計基準」をIASBが開発することを支援することにある。
- D2 サステナビリティ関連財務開示は、一般目的財務報告書の一部である。したがって、「概念フレームワーク」における質的特性は、サステナビリティ関連財務情報に適用される。しかしながら、本基準の目的（第1項から第4項参照）を達成するために要求される情報の一部の性質は、一部の点で財務諸表において提供される情報とは異なる。
- D3 サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、それが表現しようとする対象を忠実に表現する場合に有用である。関連性及び忠実な表現は、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性である。サステナビリティ関連財務情報の有用性は、その情報が比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、補強される。比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性は、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な特性である。

### 有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性

#### 関連性

- D4 関連性があるサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。情報は、一部の利用者がその情報を利用しないことを選択する場合や、既に他の情報源から知っている場合であっても、意思決定に相違を生じさせることができる場合がある。サステナビリティ関連財務情報は、予測価値、確認価値（又はその両方）を有する場合に、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる。
- D5 サステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が将来の結果（outcomes）を予測するために用いるプロセスへのインプットとして使用できる場合に、予測価値を有する。サステナビリティ関連財務情報が予測価値を有するためには、予測又は予想（forecast）である必要はない。予測価値のあるサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が自らの予測を行うにあたり使用される。例えば、水質情報（汚染されている水に関する情報を含むことがある。）は、地域の水質に関する要求事項を満たすための企業の能力（ability）に関して利用者が行う予想（expectations）に情報をもたらす可能性がある。
- D6 サステナビリティ関連財務情報は、過去の評価に関するフィードバックを提供する（確認するか又は変更する）場合には、確認価値を有する。

- D7 サステナビリティ関連財務情報の予測価値及び確認価値は、相互に関連している。予測価値を有する情報は、確認価値も有することが多い。例えば、当年度の温室効果ガス排出に関する情報は、将来の年度の温室効果ガス排出を予測するための基礎として利用できるが、過去の年度に行った当年度についての温室効果ガス排出に関する予測と比較することもできる。そうした比較の結果（results）は、それらの過去の予測に使用されたプロセスを利用者が修正し改善することに役立つ可能性がある。

## 重要性（materiality）

- D8 情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。言い換えれば、重要性（materiality）は関連性の企業固有の一側面である。情報の重要性（materiality）は、企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において評価され、その情報が関連する項目の性質若しくは規模（又はその両方）に基づくものである。

## 忠実な表現

- D9 サステナビリティ関連財務情報は、現象を言葉と数字で表現するものである。有用であるためには、情報は関連性がある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象の実質を忠実に表現しなければならない。
- D10 忠実な表現であるためには、描写は完全で、中立的で、正確なものとなる。一般目的財務報告書の目的は、これらの特性を可能な限り、最大化することにある。
- D11 サステナビリティ関連のリスク又は機会の完全な描写には、主要な利用者が当該リスク又は機会を理解するうえで必要なすべての重要性がある（material）情報が含まれる。
- D12 サステナビリティ関連財務情報は中立的でなければならない。中立的な描写は、情報の選択又は開示に偏りが無い。情報は、当該情報が主要な利用者により有利又は不利に受け取られる蓋然性を増大させるように、歪曲、重視、強調、抑制又はその他の操作が行われていなければ中立的である。中立的な情報は、目的がない情報でも、行動に影響（influence）を与えない情報でもない。その反対に、関連性がある情報は、その定義により、利用者の意思決定に相違を生じさせることができる。
- D13 サステナビリティ関連財務情報の一部（例えば、目標（targets）又は計画）は野心的である。このような事項に関する中立的な議論は、野心と、これらの野心を企業が達成することを妨げ得る要因の両方を扱う。
- D14 中立性は、慎重性の行使によって支えられる。慎重性とは、不確実性がある状況下で判断を行うにあたり警戒心を働かせることをいう。慎重性を行使することは、機会が過大評価されず、リスクが過小評価されないことを意味する。同様に、慎重性の行使は、機会の過小評価又はリスクの過大評価を認めない。
- D15 サステナビリティ関連財務情報は正確でなければならない。情報は、すべての点で完璧に精密で（precise）なくても正確であることがある。必要で達成可能な精密性（precision）、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及び情報が関連する事項の性質に依存する。例えば、正確

性は次のことを要求する。

- (a) 事実に関する情報に、重要性がある（material）誤謬がない。
- (b) 記述が精密である（precise）。
- (c) 見積り、概算及び予想（forecasts）が、そのようなものとして明確に識別されている。
- (d) 見積り、概算又は予想（forecast）を行うための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある（material）誤謬が生じていない。
- (e) 見積りを行うために用いられたアサーション及びインプットが合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。
- (f) 将来についての判断に関する情報が、当該判断及び当該判断に基づいている情報の両方を忠実に反映している。

## 有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的な質的特性

---

- D16 サステナビリティ関連財務情報の有用性は、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能である場合に補強される。

### 比較可能性

- D17 一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定は、代替案の間の選択を伴う。例えば、投資を売却するか継続保有するか、又は、ある報告企業に投資するか別の企業に投資するかである。比較可能性は、項目間の類似点と相違点を利用者が識別し理解できるようにする特性である。他の質的特性とは異なり、比較可能性は単一の項目に関連するものではない。比較には少なくとも2つの項目が必要となる。情報は、比較可能でもある場合、すなわち、次のものと比較できる場合には、利用者にとってより有用である。
- (a) 過去の期間に企業が提供した情報
  - (b) 他の企業、特に類似した活動を行っている企業又は同じ産業で事業を営んでいる企業が提供した情報
- D18 サステナビリティ関連財務開示は、比較可能性を高める方法で提供しなければならない。
- D19 一貫性は、比較可能性に関連しているが、これと同じではない。一貫性は、報告企業及び他の企業の両方が、複数の期間を通じて、同じサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたり、同じアプローチ又は方法を用いることをいう。比較可能性が目標（goal）であり、一貫性はその目標（goal）の達成に役立つものである。
- D20 比較可能性は画一性ではない。情報が比較可能であるためには、同様のものは同様に見え、異なるものは異なるように見えなければならない。サステナビリティ関連財務情報の比較可能性は、同様のものを異なるように見せることで比較可能性が高められないのと同様に、同様にないものを同様のように見せることで高められるものではない。

## 検証可能性

- D21 検証可能性は、情報が完全で、中立的で、正確であるという自信を利用者に与えるのに役立つ。情報は、その情報自体又はそれを導き出すために利用したインプットのいずれかを裏付けることが可能である場合に、検証可能である。検証可能な情報は、検証可能でない情報よりも主要な利用者にとって有用である。
- D22 検証可能性は、知識を有する独立したさまざまな観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができることを意味する。定量化された情報が検証可能であるためには、単一の推定値である必要はない。考えられる数値の範囲とそれに関連する確率も検証可能である。
- D23 サステナビリティ関連財務情報は、検証可能性を高める方法で提供しなければならない。検証可能性は、例えば、次のようにして高めることができる。
- (a) 企業の事業、他の事業、又は企業が事業を営む外部環境に関して、主要な利用者が利用可能な他の情報と比較することで裏付けられる情報を含める。
  - (b) 見積値又は概算値を作成するために用いたインプット及び計算方法に関する情報を提供する。
  - (c) 企業の取締役会、取締役により構成される委員会又は同等の機関がレビューし、合意した情報を提供する。
- D24 サステナビリティ関連財務情報の一部は、説明又は将来予測的情報として表示される。そのような情報は、例えば、事実に基づいた戦略、計画及びリスク分析を忠実に表現することで裏付けることができる場合がある。主要な利用者がそのような情報を利用すべきかどうかを決定するのに役立つため、企業は、当該情報の基礎となっている仮定及び情報の作成方法について、その情報が企業の実際の計画又は決定を反映している証拠を提供する他の要因とともに記述しなければならない。

## 適時性

- D25 適時性とは、意思決定者の意思決定に影響を与える（**influencing**）ことができるように遅滞なく情報を利用可能にすることを意味する。一般的に、情報は古くなればなるほど、有用性は低くなる。しかし、情報によっては、報告期間の末日からかなり期間が経過しても引き続き適時性を有することがある。これは、例えば、利用者によっては、トレンドを識別し、評価する必要があることがあるためである。

## 理解可能性

- D26 サステナビリティ関連財務情報は、明瞭かつ簡潔でなければならない。サステナビリティ関連財務開示が簡潔であるためには、次のことが必要となる。
- (a) 企業に固有ではない一般的な（**generic**）情報（「ボイラープレート」と呼ばれることがある。）を避ける。
  - (b) 一般目的財務報告書における情報の重複（関連する財務諸表においても提供される情報との

不必要な重複を含む。)を避ける。

(c) 明瞭な言葉遣い、並びに、明瞭に構成された文及び段落を用いる。

- D27 開示がとり得る最も明瞭な様式は、その情報の性質によって決まり、記述的な文言に加えて、表、グラフ又は図表を含む場合がある。グラフ又は図表を使用する場合、重要性がある(material)詳細が不明瞭にされることを避けるために、追加的な文言又は表が必要となる場合がある。
- D28 明瞭性は、報告期間内における進展に関する情報を、複数の期間にわたって変化しない、又は変化がほとんどない「常態の」情報と区別することで、高められる場合がある。例えば、前報告期間以降に変更された企業のサステナビリティ関連のガバナンス及びリスク管理のプロセスの特徴を別個に記述するなどである。
- D29 開示は、重要性がある(material)情報のみを含む場合に簡潔である。重要性がない(immaterial)情報が含まれる場合、重要性がある(material)情報を不明瞭にすることを避ける方法で提供しなければならない。
- D30 サステナビリティ関連のリスク及び機会によっては、本質的に複雑で、理解しやすい方法で表示することが困難なことがあるものもある。企業は、そのような情報について、可能な限り明瞭に表示しなければならない。しかし、一般目的財務報告書をより理解しやすくするために、これらのリスク及び機会に関する複雑な情報を除外してはならない。そのような情報を除外すれば、そうした報告書は不完全になり、したがって、誤解を招く可能性がある。
- D31 サステナビリティ関連財務情報の完全性、明瞭性及び比較可能性は、情報が一体的な全体として表示されることに依存している。サステナビリティ関連財務情報が一体的であるためには、そのような情報は、文脈及び関連する情報項目の間のつながりを説明する方法で表示しなければならない。
- D32 企業の一般目的財務報告書のある部分に記載されたサステナビリティ関連のリスク及び機会が、他の部分において開示された情報と関係している場合、企業は利用者がそれらの関係を評価するうえで必要な情報を含めなければならない。
- D33 また、一体性は、利用者が企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を財務諸表における情報と関連付けることができるような方法で、情報を提供することを企業に要求する。

## 付録E

### 発効日及び経過措置

この付録は、*IFRS S1*号の不可欠な一部であり、本基準書の他の部分と同じ権威を有する。

#### 発効日

---

- E1 企業は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間より本基準を適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本基準を早期に適用する場合、その旨を開示し、*IFRS S2*号「気候関連開示」を同時に適用しなければならない。
- E2 E3項からE6項を適用するにあたり、適用開始日は企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の期首となる。

#### 経過措置

---

- E3 企業は、適用開始日より前のいかなる期間についても、本基準において定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業は、本基準を適用する最初の年次報告期間において、比較情報の開示は要求されない。
- E4 企業が本基準を適用する最初の年次報告期間において、企業は、関連する財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告することが容認される。この経過的な救済措置を適用するにあたり、企業はサステナビリティ関連財務開示を次のいずれかで報告しなければならない。
- (a) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されている場合、次の第2四半期又は半期の一般目的期中財務報告書と同時に報告する。
  - (b) 企業が任意で一般目的期中財務報告書を提供する場合、次の第2四半期又は半期の一般目的中間財務報告書と同時に報告する。ただし、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内とする。
  - (c) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されておらず、任意でこれを提供しない場合、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内に報告する。
- E5 企業が本基準を適用する最初の年次報告期間において、企業は、「*IFRS S2*号」に準拠して）気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示し、気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、本基準の要求事項を適用することが容認される。企業がこの経過的な救済措置を用いる場合、その旨を開示しなければならない。
- E6 企業がE5項の経過的な救済措置を用いる場合、次のことは要求されない。
- (a) 企業が本基準を適用する最初の年次報告期間における、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示（E3項参照）
  - (b) 企業が本基準を適用する2年目の年次報告期間における、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示

## ISSBによるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（2023年6月公表）の承認

---

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」は、国際サステナビリティ基準審議会の14名のメンバーすべてにより公表が承認された。

|                   |     |
|-------------------|-----|
| エマニュエル・ファベール      | 議長  |
| ジンドン・ファ           | 副議長 |
| スザンヌ・ロイド          | 副議長 |
| リチャード・バーカー        |     |
| ジェニー・ボフィンガー＝シュスター |     |
| ベリティ・チェガー         |     |
| ジェフリー・ヘイルズ        |     |
| マイケル・ジャンツィ        |     |
| 小森 博司             |     |
| ビン・レン             |     |
| ンディディ・ンノリエドジエン    |     |
| タエ＝ヤン・パイク         |     |
| ベロニカ・ポンチェバ        |     |
| エリザベス・シーガー        |     |



# IFRS<sup>®</sup>

Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**  
Email **[sustainability\\_licensing@ifrs.org](mailto:sustainability_licensing@ifrs.org)**

**[ifrs.org](http://ifrs.org)**